

令和4年4月 教育委員会定例会会議録

○日 時 令和4年3月30日（水） 13：30～16：46

○場 所 有明庁舎 2階第一会議室

○出席委員の氏名

教 育 長	森 本 和 孝
委 員	友 永 峰 昭
委 員	本 多 直 行
委 員	立 花 博
委 員	村 里 亜 紀

○欠席委員 なし

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長	松 本 恒 一	教育総務課長	森 崎 和 浩
学 校 教 育 課 長	平 田 賢	社会教育課長	中 村 憲 一
ス ポ ー ツ 課 長	松 崎 英 治	書 記	北 島 久 弥

○傍聴者 なし

○議事日程

開 会

- 第 1 会期決定
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 前会会議録の承認
- 第 4 教育長報告及び各課3月行事報告
- 第 5 議案上程

第16号議案	島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	原案 可決
第17号議案	島原市立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱	原案 可決
第18号議案	いじめの重大事態の調査に関するガイドラインについて	原案 可決
第19号議案	島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について	原案 可決

第20号議案	ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員の委嘱について	原案可決
第21号議案	島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について	原案可決
第22号議案	島原市教育支援委員会委員の委嘱について	原案可決
第23号議案	島原市いじめ問題調査会委員の委嘱について	原案可決
第24号議案	島原市結核対策委員会委員の委嘱について	原案可決
第25号議案	島原市少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について	原案可決
第26号議案	島原市少年センター少年補導委員の委嘱について	原案可決
第27号議案	島原図書館協議会委員の委嘱について	原案可決
第28号議案	島原市スポーツ推進委員の委嘱について	原案可決
第29号議案	島原市立小中学校の学校医の解職について	原案可決
第30号議案	島原市立小中学校の学校医の委嘱について	原案可決
第31号議案	島原市成長発育検診判定委員会委員の委嘱について	原案可決

第 6 次回定例教育委員会日程について

第 7 その他

(1) 報告事項

- ① 4月行事予定表
- ② 3月市議会定例会一般質問答弁要旨（教育関係）報告
- ③ 令和4年度年間事業計画

(2) その他

- ① 島原市学校プール及び公共プールの今後の在り方（案）（非公開）
- ② 教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）

第 8 閉会

【会議録】

開会 （13：30）	
森本教育長	みなさん、こんにちは、ただいまより4月定例会を開催いたします。
第 1 会期決定	

森本教育長	まず、日程第１「会期の決定」を議題といたします。 会期は、本日１日とすることによろしいでしょうか。 （「はい」の声）
森本教育長	それでは、会期は本日１日と決定いたします。
第 ２ 会議録署名委員の指名について	
森本教育長	次に、日程第２「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員に友永委員と本多委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。 （「はい」の声）
第 ３ 前会会議録の承認	
森本教育長	次に、日程第３「前会会議録の承認」を議題といたします。２月２２日に行いました定例会の会議録につきましては、お手元に渡してございます。ご覧いただきまして、何かお気づきの事がございましたら、ご意見をお願いいたします。しばらく目を通していただきたいと思います。
森本教育長	何かにありますか、字句の訂正を除き承認してよろしいでしょうか。 （「はい」の声）
森本教育長	それでは承認いたします。もし字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
第 ４ 教育長報告及び各課３月行事報告	
森本教育長	次に、日程第４「教育長報告及び各課３月行事報告」を議題といたします。 桜満開の季節となり、いよいよ明後日から令和４年度が始まります。 ３月は、小学校、中学校の卒業式への参加ありがとうございました。 わたしからは、３点報告いたします。

1 点目は、新型コロナ感染の状況についてです。委員さん方にはお手元に資料を配布しております。

3 月初旬、一旦感染拡大が落ち着いたかと思いましたが、教育委員会関係の感染状況をお知らせします。学校関係者の感染者数は、本年に入りまして、昨日段階で 小学生 1 3 1 人、中学生 1 9 人、教職員 8 人となっております。これにより、学級閉鎖等の措置をとった学校は、前回定例会後の 2 月 2 5 日以降、小学校で 4 つの学校で 1 0 学級、中学校は 1 つの学校で 1 学級 1 学年であります。中でも、1 つの学校ではクラスターが発生しました。感染経路がなかなかつかめないという状況でありました。

現在、感染者数はまだまだ下げ止まりの状況であると考えております。学年末・学年始めの休業日となっておりますが、新年度も感染対策には万全を期することが求められています。

2 点目は、小・中学校の卒業証書授与式についてです。

委員の皆様には、小学校・中学校の卒業証書授与式への御出席ありがとうございました。参加人数等、規模を縮小しての開催は 3 年目となります。

本年度は、学校によってはコロナ感染拡大の真っ直中であり、開催そのものを危惧しましたが、すべての学校で予定された日に開催することができました。しかしながら、大三小学校、湯江小学校と有明中学校では、出席する予定であった在校学年の出席を急遽とりやめて実施しております。

その中で、湯江小学校では、校歌が作られた当時の楽譜が見つかり、校歌は 2 部合唱曲であったことがわかりました。このことから、卒業式では 5 年生と 6 年生で 2 部合唱を披露することとなっていたようですが、それが叶わず担任などが涙を流して悔しかったという話を聞きました。教職員の卒業式にかける想いを感じたできごとでした。

なお、感染者あるいは濃厚接触者となり、残念ながら卒業証書授与式に参加できなかった子供たちには、端末を活用してオンライン中継で対応しております。

3 点目は、県立高等学校の後期選抜試験の結果についてです。お手元に、3 月 8 日・9 日に行われました県立高等学校の後期選抜試験の結果

	の一覧をおあげしています。 2月定例会でお話したように、コロナ禍における検査であり、随分と心配いたしました。結果として後期選抜では受験日当日7人が濃厚接触者等で通常受験ができない状況でした。そのうち3人は受験を既に終えておりました。4名は別室で受験することということになりましたが、4人とも合格しております。 本年度の状況は、右端に記しておりますが、市外高校への進学が進んでいる状況です。以上でわたしの報告を終わります。 では、続きまして各課からの報告となります。まず、教育総務課お願いいたします。
森崎課長	教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の内容説明。
平田課長	学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の内容説明。
中村課長	社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の内容説明。
松崎課長	スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の内容説明
森本教育長	ただ今の報告につきまして、何かご質問やご意見がありましたらお願いします。 卒業式は、各学校いかがだったでしょうか、
友永委員	立派なものでした。在校生ともにさすがに締まっていました。
本多委員	立派なものでした。良かったです。
村里委員	有明中学校は、卒業生が何人かコロナ関係でお休みでしたが、オンラ

	インで対応されて、少し残念だなという気持ちもありましたが、保護者としてもありがたかったという気持ちがありました。湯江小学校も校長が、在校生の5年生が前日までにすごく歌とかがしっかり仕上がっていたのに、その日の夕方でしたが、濃厚接触者でやむを得なく在校生が出席できなくなったということでしたが、前日までの歌を録音されて、それを式で披露されたのですが、すごく気持ちが伝わって、6年生もすごく涙を流す子がいてすごく感動しました。先生たちの思いも伝わりお母さんたちもすごく喜んでらっしゃった話を聞くことができました。
森本教育長	よかったですね、前日にそのことを決定したと、式場もその時に作り直したということでした。
友永委員	今は非常に崩れたとか、どんでもない格好したとかはないですね。
森本教育長	はい、そういうのはないですね。 立花委員さん、一中は文化会館だったんですね。
立花委員	そうですね、当日朝早く指導主事さんから連絡いただいて、体育館に行くつもりでしたが、事前に連絡いただいたので文化会館に行って、式自体は一小も含めて立派でした。一小の場合サプライズで職員にも知らせないで、校長が卒業生を送るときにギターの生演奏で歌を歌って送り出すということでした。2、3日前にお会いしたときに聞きましたら、間違いもなくうまくできましたという話でしたので、よかったなと思っています。
森本教育長	アンコールの要望があったそうで、1曲の予定が2曲歌ったという話でした。
友永委員	三小も乾杯の歌を最後に歌って、そこもスムーズにいったようでした。

森本教育長	三小の場合は卒業式後に披露したと、昨年もそうだったそうです。 よろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは日程第５「議案上程」に入ります。
第 ５ 議案上程	
森本教育長	第 16 号議案 島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について それでは、第 16 号議案から提案理由等の説明をお願いします。
森 崎 課 長	議案集、1 ページをお願いします。 第 16 号議案「島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」説明いたします。 提案理由は、公印の規則に規定するひな形と現物に相違があるなど、公印について所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものであります。 9 ページの新旧対照表をお願いします。 第 3 条第 3 項第 2 号は出張所に配置していた専用公印廃止のため、所要の改正を行うものであります。 第 7 条見出しは字句の修正であります。 第 8 条第 2 項は市公印規則に準じて所要の改正を行うものであります。 第 11 条は字句の修正であります。 10 ページをお願いします。 別表第 1 は現有する公印の実態にあわせて、ひな型番号等を改めるものであります。 15 ページをお願いします。 別表第 2 は現有する公印の実態にあわせて、ひな形を改めるものであります。

	17ページをお願いします。 様式第4号は庶務課長を教育総務課長へ改めるものであります。 18ページをお願いします。 様式第5号は庶務課長を教育総務課長へ改め、電子公印を電子印に改めるものであります。 19ページをお願いします。 様式第6号は庶務課長を教育総務課長へ改めるものであります。 1ページに戻りまして、附則としまして、この規則は令和4年4月1日から施行するものであります。 以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	第16号議案について説明がございました。ご意見ご質問をお願いいたします。
本多委員	よろしいですか、これまで、公民館と小中学校の校長の公印について、改正案では、おそらくあったようなかたちでの追加若しくは修正をされるわけですね、これまで公民館と小中学校に、なかったんですか、それともあったけれども今回追加されるのですか。
森崎課長	今回、令和3年度の定期監査でこの規則が対象となり、そこで実際、台帳やその雛形の現物を見られまして、その内容について監査の指摘をお受けました。学校と公民館において現地で調査を行い、そこに現物はありましたが、よく見ると別表第1、別表第2と整合性がとれていないということがございまして、現物に合わせまして、今回所要の整備を図らせてもらうものであります。
本多委員	この公印の取り扱いは教育総務課長になりますか。
森崎課長	教育総務課長が総括管理を行うこととなっております。
本多委員	公民館とか小中学校の校長がそれぞれの公民館とか小中学校の印鑑を

	作るときには、教育総務課長に申し出て作るということですよね、管理は現場かもしれないですけど、そういったことで作ったならば、市長部局も同様ですけど、印影を刻印として押したものを管理するわけですよね、管理して例えば新たに印鑑を作り直すとか、廃止をするとかする場合には、それを修正あるいは追加をして、押してから管理するんですよね、そういったところがおそらくなかったのかという気がしています。だから独自に学校なり、公民館なりで必要だからといって勝手に作っただけいけないということですから、この際きちんと管理していただく必要があるのかなと思っていますので、よろしくお願いします。
森 崎 課 長	はい、分かりました。
本 多 委 員	もう１点、第８条の第２項の３行目ですけど、管理者又は取扱者となっていますが、管理者は指定されていますが、取扱者は誰を示しているのでしょうか。
森 崎 課 長	取扱者については、管理者が不在の時もありますので、そのようなときには、取扱者を決めて行うということで、市長部局もそのように行っているということで、それに準じて改正を行うものであります。
本 多 委 員	市長部局もそのようになっているということですね。
森 崎 課 長	はい、そうです。
本 多 委 員	管理者は定義されていますが、取扱者は定義されていないことから、取扱者と使用者が明確でないのも、その辺を聞いたかったです。
松 本 次 長	私もこの公印規則については、市の公印規則も見ました。こういった書き方だったので、管理者とはこういう人、取扱者はこういう人と規則にあるのかなと思ったんですけど、実際なかったんですね、そういうことで、教育委員会の公印規則にも定めなかったんですけど、今後は、例えば公民館の場合は、館長が管理者、主事が取扱者というような人たち

	で、決裁による取扱者を定めて対応したいと思います。
本 多 委 員	決裁でいいと思います。それを明確にしておく必要があると思います。
森本教育長	他にありませんか。よろしいでしょうか。第 16 号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(「はい」の声)
森本教育長	それでは、第 16 号議案については、原案のとおり承認することといたします。続いて第 17 号議案の説明をお願いします。
	第 17 号議案 島原市立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱
平 田 課 長	第 17 号議案「島原市立学校教職員人事評価結果に係る苦情相談・苦情処理実施要綱」について説明いたします。 まずは、議案集、24 ページをお願いします。 提案理由は、長崎県市町村立学校教職員の人事評価に関する規則第 15 条の規定により、策定しようとするものであり、25 ページにその規則の抜粋を載せています。地方公務員法の一部改正に伴い、県ではこれまで実施してきた人事評価制度の改善を図り、新たな人事評価制度を令和 4 年度に実施することにつきましては、先日教育長からも説明があったところです。その改善として、人事評価結果の給与への反映、それに伴います苦情相談・苦情処理体制等の整備について、その抜粋に記載されているところでございます。 要綱の説明に移らせていただきます。21 ページをお願いします。 以下、条を追って簡略してご説明します。 第 1 条は、目的に関するものでございます。 第 2 条、相談員の配置に関するもので、2 項に定める相談員を配置し、3 項は、その業務を定めるものでございます。

	第3条は、苦情相談に関するもので、2項においてその期間を定める いるものでございます。 第4条は、窓口に関するもので、2項において窓口は学校教育課に設 置し、苦情処理について審査のため、島原市立学校教職員苦情等審査会 を設置するというものでございます。 第5条は、苦情等の申立及び処理に関するもので、その1項に申立に 対する所要事項並びに2項以降にその処理に関することを示している ところでございます。 22ページをお願いします 第6条は、記録の作成に関するものでございます。 第7条は、不利益取り扱いの禁止に関するもので、申立人が不利益な 取り扱いを受けないことを定めたものでございます。 第8条は、秘密漏えいの禁止に関するものでございます。 第9条は、その他として、職員は、本実施要綱に基づく苦情相談のほ か、不利益処分についての審査請求に関する規則の規定に基づき、島原 市に設置している公平委員会に対し、苦情相談を申し出ることができる ことを定め、2項において、この要綱に定めるもののほか、必要な事項 は別に定めるとしたものでございます。 附則であります、この実施要綱は、令和4年4月1日から施行する ものでございます。 23ページには、その苦情処理に関する様式、並びに26ページに参 考としまして、先程申しました審査会の実施要領、並びに27、28ペ ージは、それに関する様式を示しているところでございます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたし ます。
森本教育長	第17号議案について説明がございました。ご意見ご質問をお願いい たします。
本多委員	よろしいでしょうか、分からないのでお聞きしますが、先生方から評 価について苦情があったときに、ここで指定されている相談員に相談す るわけですけど、相談してそこで解決すればいいですけど、おそらくな

	かなか解決しないと思います。解決しなければ、審査会に委ねると、そこに持っていくまでは、学校教育課の２人の調査員が調査し、必要な書類をまとめて審査会に入ると、その審査会は教育次長を筆頭に学校教育課、教育総務課の方が担当されるということですが、最終的には申立人とそれから教育長に対して、その結果を通知するとなっていますが、教育長の立場としてはどうなるのかということと、処分問題として、行政処分になるのかどうか分かりませんが、この申立については問題ありませんと、正当な評価ですよということで結果通知を出すのか、どういうふうな結論で評価をされるのか、それをまとめられて教育長に出されるのか、教育長の立場としてどういうふうに対応されるのかということと、申立人は公平委員会制度があつて、行政処分に関しては、直接公平委員会にも申立できるわけですよ、このワンクッション行政庁である教育委員会で審査をする行程と重ねているように見えるものですから、その辺はどうなっているのかなと、これはおそらく県の指導でそうなっているでしょうけど、行政官庁として教育委員会がしないといけないというのは、人事権があるからですね、あるかもしれないですけど、要するに行政庁としては公平委員会にまかせてもいいとなっているんですね、そうなのになに教育委員会でして、納得いかなければ公平委員会に持って行って、同じような過程を通るものですから、責任体制もそうですけど、分からないから聞きますが、その辺はどうなのでしょう。
平 田 課 長	委員さんおっしゃるとおり話を聞きますとなるほどなところがありますが、これは設置するということは先程ご説明したとおり、新しい人事評価制度の苦情処理について、県の方から公平委員会がある市町については、このような要綱を作って処理をなささいということもありましたので、ここで諮っていますが、おっしゃるとおり公平委員会があるとするならば、我々がワンクッションおいて、いたらない状況で評価をしているということで、納得していただくということでの審査会であり、教育委員会の窓口なのかなと理解をしているところでございます。
本 多 委 員	なるほどですね、所管の行政官庁としては、直に公平委員会に行くん

	じゃなくて、責任を持って対応をするんだと、その上で納得いかなければ公平委員会へ、また客観的な立場で審査していただくということですかね、本来ならば行政官庁が責任をもってやる必要があるのでは教育委員会がこういった要綱を作ってやるということですね。
平 田 課 長	はい、そのように理解しております。
森本教育長	3段階で苦情を吸い上げていきたいと思います。まずは、相談をしてくださいと、納得がいかなかったら、次は処理の段階に入ります。処理というのは、審査委員会で議論をして下さいと、その委員会を設置するのは教育長ですと、委員会の方にそれをお願いするわけですね、審査をして審査の結果は、申立人と教育長の方に通知をしますということになっています。申立人がこれでは納得できないとなった時に、そこで初めて公平委員会になっています。 26ページに参考として実施要領がありますが、審査会のメンバーの中には評価者もいるわけですよ、校長、教頭であれば学校教育課長は評価者になるので、当然これは入れられないだろうと、それを省いた人間で審査をしていかないといけないということになります。評価者が当事者になりますので、教育長も校長の場合は当事者になってしまいます。外部の人間から苦情処理を教育委員会でするのはおかしいのではないですかという意見があるのも事実であります。だからといって、いきなり公平委員会にいくのもどうかと思います。
本 多 委 員	はい、分かりました。
森本教育長	他にありませんか。よろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、第17号議案については、原案のとおり承認することといたします。続いて、第18号議案の提案理由の説明をお願いします。

平 田 課 長	第 1 8 号議案 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインについて 第 1 8 号議案「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインについて」ご説明申し上げます。 議案集の 2 9 ページをお願いします。 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを別紙のとおり作成することについて議決の求めるものでございます。 提案理由としましては、国のガイドラインに基づいて長崎県教育委員会が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、島原市いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定しようとするものであります。 別紙の 3 3 ページをお願いします。 「はじめに」は、策定に対する根拠となる法を示しております。 平成 2 5 年の国の「いじめ防止対策推進法」の施行により、この法によって、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害をそうじた疑いがあるなど、いわゆるいじめによる重大事態にかかる調査に関するガイドラインを策定する目的が示されているとことであります。 3 4 ページ以下は、第 1 として教育委員会及び学校の基本的姿勢として項目を示しているところでございます。 3 5 ページは、第 2 として重大事態の発生報告の所要を示しているところでございます。続きまして、第 3 として 調査組織の島原市いじめ問題調査会について、参考として「島原市いじめ問題調査会規則」の一部を抜粋して、調査に関する目的、その業務、組織、庶務等について諸事項を示しているところであります。 3 5 ページをお願いします。第 4 として被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等につきまして、注意点等について 3 8 ページかけて示させていただいているところでございます。 3 8 ページ第 5 として「調査の実施」の実施について、(1) として、 調査実施に当たっての留意事項、3 9 ページには、(2) いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合、(3) 自殺又は自殺未遂以外の重大事態の場合について以下 5 項目を、更に 4 0 ページには
---------	--

	(４) 不登校重大事態である場合に対しての指針ということを示しているところでございます。 第６は、調査結果の説明・公表について、４１ページにかけて調査結果の報告等を掲載しています。 ４１ページ第７として「個人情報の保護」について、 第８として「調査結果を踏まえた対応」について示させていただいているところです。 ４３ページには、参考としまして、島原市いじめ問題調査会規則を掲載させていただいております。 以上で、議案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	第１８号議案につきまして、説明がありました。ご質問ご意見がありましたら、お願いいたします。
森本教育長	何もありませんか。よろしいでしょうか。１８号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、第１８号議案については、原案のとおり承認することといたします。続いて第１９号議案の説明をお願いします。
森崎課長	第１９号議案 島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について 議案集、４５ページをお願いします。 第１９号議案「島原市奨学生審議委員会委員の委嘱について」説明いたします。 提案理由は、現在の委員の任期が令和４年３月３１日付けをもって満了するため、島原市奨学生貸付条例第９条の規定により、４６ページのとおり１１人の者を委員に委嘱しようとするものであります。委員の任

	期は令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３年となっております。 ちなみに、新しく委員になられた方は、第三中学校、中村校長の１名であり、第一中学校、渡邊校長、第二中学校、矢島校長は学校間の異動であります。 参考としまして、４７ページに島原市奨学金貸付条例の抜粋を記載しております。 以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	第１９号議案につきまして、説明がありました。ご質問ご意見がありましたら、お願いいたします。
森本教育長	何もありませんか。よろしいでしょうか。第１９号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、第１９号議案については、原案のとおり承認することいたします。続いて第２０号議案の説明をお願いします。 第２０号議案 ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員の委嘱について
森崎課長	議案集、４９ページをお願いします。 第２０号議案「ふるさとにもどってこんね奨学生審議委員会委員の委嘱について」説明いたします。 提案理由は、４月１日付けで人事異動がございましたので、島原市奨学生貸付条例第９条の規定により、島原公共職業安定所、笹山所長を委員に委嘱しようとするものであります。 委員の任期は前任委員の残任期間となっておりますので、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までであります。

	参考としまして、５０ページに委員名簿、５１ページに島原市奨学金貸付条例の抜粋を記載しております。 以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	第２０号議案につきまして、説明がありました。ご質問ご意見がありましたら、お願いいたします。
森本教育長	何もありませんか。よろしいでしょうか。第２０号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 （「はい」の声）
森本教育長	それでは、第２０号議案については、原案のとおり承認することといたします。続いて第２１号議案の説明をお願いします。
	第２１号議案 島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について
森崎課長	議案集、５３ページをお願いします。 第２１号議案「島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について」説明いたします。 提案理由は、４月１日付けで人事異動がございましたので、島原市三会地区学校林管理規程第２条及び第３条の規定により、３名の者を後任の委員として委嘱するものであります。 規程に任期の定めは無く、それぞれの職を有しなくなったときは、委員の職を失うとされております。 参考としまして、５４ページに委員名簿、５５ページに島原市三会地区学校林管理規程の抜粋を記載しております。 以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

森本教育長	第 2 1 号議案につきまして、説明がありました。 三会地区学校林の現状について、説明してください。
森 崎 課 長	三会地区学校林については、定例教育委員会の報告の中で、随時説明しておりましたが、再度一連の流れについて、簡単ではありますが、説明させていただきます。 三会地区学校林は昭和 2 6 年に植林され、約 7 0 年が過ぎております。平成 3 0 年の地区の意見交換会において伐採することに決定したことを踏まえ、令和元年度に長崎森林管理署にて立木調査、令和 2 年度に公売の予定でありましたが、コロナの影響等による木材価格の下落のため、1 年延期し、令和 3 年度で入札を実施したところであります。 しかしながら、入札については、6 月、2 月の 2 回とも不落であり、再度本年 6 月に入札を実施する予定であります。長崎森林管理署の意見では、当地までの進入路が無いことなどが不落の大きな理由ではないかとのことであります。 管理署もこのような事例は無く、次回も不落の場合は、その時点で今後どのように対応するか検討することにしております。
森本教育長	残念ながら不落でした。あと猶予が少ししかありませんので、そこで検討しなければいけないかと思っております。ご質問ご意見がありましたら、お願いいたします。
本 多 委 員	よろしいですか、進入路については、今説明していただいたとおりでと思いますが、そうすると 6 月の入札の段階では落札できるかどうか分かりませんが、進入路については、そんなに問題はないと、条件は公売できる状態になっているということですかね、もう 1 点管理について、いろんな作業を管理者はしないといけませんよね、今後も落ちなければ管理していかないといけないと、その辺の状況はどうなのですか。
森 崎 課 長	まず 1 点目ですね、進入路の関係ですけど、現在進入路はありませんので、ない状態でもう 1 回かけるということになります。同じ条件になるので、また不落なる可能性が高いと思っております。

	管理につきましては、平成３０年まで行っておりましたが、売却することが決まって、次の年に長崎森林管理署が立木調査に入って、その時点からは止まっております。一旦止まって今後の動き次第では、もう１回伐採とかの管理が必要になるかもしれないと思っております。
本 多 委 員	また立木調査をされるのでしょうか、管理をきちんとしないと公売価格にも影響するのではないですか。
森 崎 課 長	私も以前現地確認をしましたが、ある程度大きくなっていますので、あまり下草もなかった状態で、中には風の影響でいくつか木が折れているのもありました、もちろん足場は悪いですが、木自体は、管理署の方もりっぱな木ですよと言われていましたので、期待していましたら全く逆の結果が出てびっくりしています。
本 多 委 員	はい、分かりました。
森本教育長	他に何かありませんか。よろしいでしょうか。第２１号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	（「はい」の声）
森本教育長	それでは、第２１号議案については、原案のとおり承認することといたします。続いて第２２号議案の説明をお願いします。
	第２２号議案 島原市教育支援委員会委員の委嘱について
平 田 課 長	第２２号議案についてご説明をさせていただきます。 議案集５７ページをご覧ください。 本議案は「島原市教育支援委員会委員の委嘱について」島原市教育支援委員会規則第３条及び第４条の規定により別紙の者を委員に委嘱しようとするものであります。

平 田 課 長	別紙名簿がございますが、任期は令和４年４月１日から令和５年３月３１日であります。まず、長年この教育支援委員会にご尽力いただきました高城病院の院長から委員をご辞退したいという申し出がございまして、医師会にお諮りをいたしまして、島原保養院の院長をご推薦いただいております。それから一番下の空欄につきましては、市の保健師を予定しておりますが、今のところ未定ということで、空欄でご提案させていただきます。 なお、空欄になっている保健師については決定次第、教育長の臨時代理の手続きにより対応させていただき、５月の定例教育委員会で承認の議案を上程させていただきたいと考えております。 ５９ページに島原市教育支援委員会規則を参考資料として載せております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
森本教育長	第２２号議案について、提案理由等の説明がありました。なにかご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。
森本教育長	何もありませんか。それでは第２２号議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。 （「はい」の声）
森本教育長	それでは、第２２号議案については、原案のとおり承認することいたします。続いて第２３号議案の説明をお願いします。 第２３号議案 島原市いじめ問題調査会委員の委嘱について
平 田 課 長	第２３号議案「島原市いじめ問題調査会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。 議案集の６１ページをお願いします。 島原市いじめ問題調査会委員に別紙の者を委員に委嘱することの承認を求めるものでございます。

	提案理由としましては、島原市いじめ問題調査会規則第2条第2項の規定により、調査会委員として委嘱しようとするものであります。 任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日まででございます。 なお、次のページに別紙名簿がございます。 次のページに、参考資料として調査会規則を挙げております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
森本教育長	第23号議案について、提案理由等の説明がありました。なにかご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。
森本教育長	何もありますか。よろしいでしょうか。第23号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、第23号議案については、原案のとおり承認することといたします。続いて第24号議案の説明をお願いします。 第24号議案 島原市結核対策委員会委員の委嘱について
平田課長	第24号議案「島原市結核対策委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。 議案集は65ページをお願いします。 島原市結核対策委員会委員に別紙の者を委員に委嘱することの承認を求めるものでございます。 提案理由としましては、島原市結核対策委員会設置要綱第3条及び第4条の規定により、委員に委嘱しようとするものであります。 任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日の2か年間でございます。 なお、次のページに別紙名簿がございます。 67ページに、参考資料として島原市結核対策委員会設置要綱の抜粋

	を掲げております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
森本教育長	第 2 4 号議案について、提案理由等の説明がありました。なにかご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。
森本教育長	何もありませんか。よろしいでしょうか。第 2 4 号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、第 2 4 号議案については、原案のとおり承認することといたします。続いて第 2 5 号議案の説明をお願いします。 第 2 5 号議案 島原市少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について
中 村 課 長	議案集の 6 9 ページをお願いします。 第 2 5 号議案「島原市少年センター運営協議会委員の委嘱又は任命について」ご説明申し上げます。 提案理由としましては、委員 1 4 名のうち 2 名が異動等により欠けたため、島原市少年センター運営協議会条例第 3 条の規定により、補欠委員として委嘱又は任命しようとするものであります。 今回、補欠委員として委嘱しようとする委員は、全部で 2 名であります。 まず、教育次長の異動により古賀英樹氏、島原警察署生活安全課長の異動により森田弘治氏の 2 名となります。 任期につきましては、委員が欠けた場合の補欠委員でありますので、前任者の残任期間である、令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 3 0 日までとしております。7 0 ページには参考として島原市少年センター運営協議会条例の抜粋、7 1 ページは全体の名簿となっております。 よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

森本教育長	第 2 5 号議案について、提案理由等の説明がありました。なにかご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。
本 多 委 員	よろしいですか、質問ではないですけど、任期が6月までとなっていますので、またその前には再度あげられるということですか。
中 村 課 長	委員さんのおっしゃられるとおりです。
本 多 委 員	はい、分かりました。
森本教育長	他にありませんか。よろしいでしょうか。第 2 5 号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(「はい」の声)
森本教育長	それでは、第 2 5 号議案については、原案のとおり承認することといたします。続いて第 2 6 号議案の説明をお願いします。
	第 2 6 号議案 島原市少年センター少年補導委員の委嘱について
中 村 課 長	議案集は 7 3 ページをお願いします。
	第 2 6 号議案「島原市少年センター少年補導委員の委嘱について」ご説明申し上げます。
	提案理由としましては、少年センター少年補導委員の任期が、令和 4 年 3 月 3 1 日をもって満了することから、島原市少年センター規則第 5 条の規定により、委員に委嘱しようとするものであります。
	ページをめくって 7 4 ページ、(別紙)の名簿をご覧ください。
	任期は令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとなっております。
	今回の委嘱は、地区選出の委員 3 7 名であります。なお、森岳地区、

	白山地区においてはそれぞれ1名の方が退任されますが、補充なしで活動していくとのことであります。 空欄については、小・中・高校、青年会議所選出の委員であり、校内人事異動等により推薦されるため、現時点では決まっていない状況でございます。 しかしながら、少年補導委員の活動は、地区と学校の委員が一体となって4月から補導活動を行うため、推薦があった場合は速やかに委嘱する必要があります。このため、教育長の臨時代理の手続きにより対応させていただき、5月の定例教育委員会で承認の議案を上程させていただきたいと考えております。 76ページには、島原市少年センター規則の抜粋を掲げております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	第26号議案について、提案理由等の説明がありました。なにかご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。
森本教育長	何もありませんか。よろしいでしょうか。第26号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、第26号議案については、原案のとおり承認することといたします。続いて第27号議案の説明をお願いします。
中村課長	第27号議案 島原図書館協議会委員の委嘱について 議案集料の77ページをお願いします。 第27号議案「島原図書館協議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。 提案理由としましては、島原図書館協議会委員の任期が令和4年3月31日をもって満了することから、島原図書館設置条例第5条の規定に

	より、委員に委嘱しようとするものであります。 今回、８名の委員を委嘱したいと考えております。８名の方は、前回から引き続きの再任となっております。空欄になっている校長会選出の委員については、本日開催の校長会で決まるとお聞きしているところであり、教育長の臨時代理の手続きにより対応させていただいて、５月の定例教育委員会で承認の議案を上程させていただきたいと考えております。 任期につきましては、令和４年４月１日から令和６年３月３１日までの２年間であります。７９ページには参考として島原図書館設置条例の抜粋を掲げております。 よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。
森本教育長	第２７号議案について、提案理由等の説明がありました。なにかご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。
森本教育長	何もありませんか。よろしいでしょうか。第２７号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、第２７号議案については、原案のとおり承認することといたします。続いて第２８号議案の説明をお願いします。 第２８号議案 島原市スポーツ推進委員の委嘱について
松崎課長	第２８号議案「島原市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。 現島原市スポーツ推進委員の任期が令和４年３月３１日までとなっていることから、スポーツ基本法第３２条並びに島原市スポーツ推進委員に関する規則第３条及び第４条の規定により委嘱するため、教育委員会の承認を得ようとするものであります。

	委嘱しようとする委員は８２ページに記載のとおり、４１名であり、３名が交代されています。任期は、令和４年４月１日から令和６年３月３１日までの２年間であります。 参考としまして、８３ページにスポーツ基本法及び島原市スポーツ推進委員に関する規則の抜粋を添付しております。 以上で議案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	第２８号議案について、提案理由等の説明がありました。なにかご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。
森本教育長	何もありますか。よろしいでしょうか。第２８号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 （「はい」の声）
森本教育長	それでは、第２８号議案については、原案のとおり承認することといたします。１時間半たちましたのでしばらく休憩いたします。 《 休憩 》
森本教育長	それでは会議を再開いたします。 続いて第２９号議案の説明をお願いします。 第２９号議案 島原市立小中学校の学校医の解職について
平田課長	第２９号議案「島原市立小中学校の学校医の解職について」ご説明をさせていただきます。 提案理由といたしまして、辞任願いが提出されたため、表に上げている方々の委嘱を解こうとするものでございます。 よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

森本教育長	第 29 号議案について、提案理由等の説明がありました。なにかご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。
森本教育長	何もありますか。よろしいでしょうか。それでは、第 29 号議案につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、第 29 号議案については、原案のとおり承認することといたします。続いて第 30 号議案の説明をお願いします。 第 30 号議案 島原市立小中学校の学校医の委嘱について
平 田 課 長	第 30 号議案「島原市小中学校の学校医の委嘱について」ご説明をさせていただきます。 提案理由としましては、学校医の辞任に伴い、学校保健安全法の第 23 条により表に掲げられている方々を委嘱しようとするものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
森本教育長	第 30 号議案について、提案理由等の説明がありました。なにかご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。
本 多 委 員	解嘱には 2 小はなかったのですが、2 小の前田先生は、退職に伴うものかどうかですか。
平 田 課 長	先生がお亡くなりされましたので、その後任ということになります。
森本教育長	他にありませんか。よろしいでしょうか。第 30 号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

	(「はい」の声)
森本教育長	それでは、第 30 号議案については、原案のとおり承認することといたします。続いて第 31 号議案の説明をお願いします。 第 31 号議案 島原市成長発育検診判定委員会委員の委嘱について
平 田 課 長	第 31 号議案「島原市成長発育検診判定委員会委員の委嘱について」ご説明をさせていただきます。 島原市成長発育検診判定委員会委員につきまして、別紙の者に委嘱することについて承認を得ようとするものでございます。 提案理由といたしましては、島原市成長発育検診判定委員会設置要綱第 3 条及び第 4 条の規定により、委員に委嘱しようとするものであります。 次のページに名簿を掲載していますが、1 名欠員のところは島原病院の小児科医を予定していますが、現在確定をしていないということでございます。 次のページに参考として島原市成長発育検診判定委員会設置要綱の抜粋を掲載させております。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
森本教育長	第 31 号議案について、提案理由等の説明がありました。なにかご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。
森本教育長	何もありませんか。よろしいでしょうか。第 24 号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	それでは、第 31 号議案については、原案のとおり承認することと

	たします。
第 6 次回定例教育委員会の日程について	
森本教育長	日程第 6 「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。 【提案・検討】
森本教育長	次回 5 月の定例教育委員会は、4 月 27 日（水）午後 1 時 30 分から、有明庁舎 2 階第 1 会議室で行うことといたします。
第 7 その他	
森本教育長	次に日程第 7 その他（1）報告事項に入ります。 それでは 4 月行事予定について各課からお願いします。
森 崎 課 長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
平 田 課 長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
藤 井 参 事	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松 崎 課 長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
森本教育長	ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。
立 花 委 員	4 月 8 日に入学式がありますが、その日に県教委連の監査会が入っておりまして、監査会が 2 時からですので、入学式が 10 時からですので多分行けるといいますので、予定どおり出席します。
森本教育長	よろしいでしょうか （「はい」の声）

森本教育長	それでは、報告事項の② 3 月市議会定例会一般質問答弁要旨（教育関係）報告に移りたいと思います。次長から説明をお願いします。
松 本 次 長	3 月市議会定例会一般質問答弁要旨（教育関係）報告について、別冊資料にて説明。
森本教育長	ただいまの報告について何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。 (なしの声)
森本教育長	それでは報告③年間事業計画について各課からお願いします。
森 崎 課 長	教育総務課年間事業計画について、別冊にて説明。
平 田 課 長	学校教育課年間事業計画について、別冊にて説明。
中 村 課 長	社会教育課年間事業計画について、別冊にて説明。
松 崎 課 長	スポーツ課年間事業計画について、別冊にて説明。
森本教育長	今の年間事業計画について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。 (なしの声)
森本教育長	それでは次に、「その他」の 2. 「その他」のことで何かありませんか。
森 崎 課 長	「島原市 学校プール及び公共プールの今後の在り方（案）」について、説明させていただきたいと思いますが、非公開でお願いします。

平 田 課 長	引き続き「教職員及び児童生徒の事故等」について、報告させていた だきたいと思いますが、非公開でお願いします。
森本教育長	ただいま、事務局から「島原市学校プール及び公共プールの今後の在 り方（案）」及び「教職員及び児童生徒の事故等の報告」について、 「非公開」での取扱いの申し入れがっておりますので、島原市教育委 員会会議規則第１６条に基づき「非公開」で審議にしたいと考えま すが、いかがでしょうか。
	《承認》
森本教育長	異議がないようですので、「非公開」といたします。「島原市学校プ ール及び公共プールの今後の在り方（案）」及び「教職員及び児童生徒 の事故等の報告」をお願いします。
森 崎 課 長	①島原市学校プール及び公共プールの今後の在り方（案）（非公開） 【非公開の説明】
平 田 課 長	②教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開） 【非公開の報告】
森本教育長	非公開での審議を閉じて委員会を再開します。 他に、何かありませんか。 （「なし」の声）
第 ８ 閉会（１６：４６）	
森本教育長	これで本日の４月定例教育委員会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、ここに署名いたします。

教 育 委 員

教 育 委 員

記 録 職 員